

パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和4年(2022年)10月1日

案件の名称	(仮称)箕面市個人情報保護法施行条例(素案)及び箕面市情報公開条例の一部改正(素案)について
パブリックコメント手続実施の目的	令和5年4月から改正個人情報保護法が地方公共団体へ適用されることを受け、箕面市個人情報保護条例を全部改正します。法の委任に基づく(仮称)箕面市個人情報保護法施行条例を整備するにあたり、市民に広く意見を募集します。
実施部局名	総務部 総務室
(問い合わせ先)	総務部 総務室 (電話:072-724-6706)
パブリックコメントの対象となる資料	(仮称)箕面市個人情報保護法施行条例(素案)及び箕面市情報公開条例の一部改正(素案)について
参考資料	(仮称)箕面市個人情報保護法施行条例(素案)及び箕面市情報公開条例の一部改正(素案)に関するパブリックコメントについて
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (アドレス https://www.city.minoh.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/index.html) (2) 総務部総務室 (箕面市役所 本館 2階 206番窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター (6) 中央・東・西南・船場生涯学習センター、中央・東・桜ヶ丘・西南・小野原・船場図書館 (7) みのお市民活動センター、らいとぴあ 21、ヒューマンズプラザ、箕面文化・交流センター ※(2)～(5)は、月曜日～金曜日(祝日除く)の8時45分から17時15分まで、(6)～(7)は、施設の開館日、開館時間内
意見等の提出期間	令和4年(2022年)10月1日から10月23日まで (消印有効)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付  (こちらの QR コードを読み取ってください)

	<p>※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意見等を提出できるかた	<p>(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体</p>
意見等を提出する際の必要記載事項	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間: 令和4年(2022年) 11月中旬頃を予定 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備考	